



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アジア太平洋戦争期における意味をめぐる闘争（4）： 太宰治『右大臣実朝』
Author(s)	権, 錫永
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 109, 159-192
Issue Date	2003-02-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34039
Type	departmental bulletin paper
File Information	109_PR159-192.pdf



アジア太平洋戦争期における意味をめぐる闘争 (4)

—— 太宰治『右大臣実朝』 ——

権クオン

錫ソク

永ヨン

一 はじめに

『右大臣実朝』（錦城出版社）は一九四三年という、アジア太平洋戦争のさなかに発表された作品で、戦争期という状況の中に置いてみたとき、太宰治の文学作品の中では最も問題性を含んだ作品の一つである。この作品に関する従来の研究の一つの傾向は次のような例に端的に現れている。実朝は太宰の「青年時代からの理想像、精神の貴族」⁽¹⁾、「実朝は太宰の救済者であつたろうが、公暁は彼の現実であつた」⁽²⁾、「聡明で、なにもかも心得ていながら口にださず、おつとりかまえているといった」⁽³⁾「安定期の太宰のあこがれた理想像」⁽⁴⁾、「生身の太宰を移入した公暁」、「理想的人間像としての実朝」⁽⁴⁾。つまり、太宰に結び付けて読まれる傾向がかなり根強かつたのである。

このような研究の傾向の中にあつて、熊谷孝は、その傾向を批判しつつ、「行動記録」としての「史実の記録」に基づいた「行為面」の虚構による新しい人間像の造形が為されていることを指摘し、「張りつめた若い魂の自己成長の記録になり得ている」と述べていて優れた見解も多々見られる。

もう一つの問題点としては、多くの研究がある中で、『右大臣実朝』を時代との関わり方を中心として論じたものが宮下今日子の論文⁽⁶⁾だけということが指摘できる。それだけ『右大臣実朝』の中の時代との関わりの深い表現にはあまり注意が払われていないのである。そして宮下今日子にしても、語りの質を見極めずに論じているところがあり——この点では熊谷孝の論文も同様である——、そのために肯定しがたい解釈になっている。危険な要素、言い替えるならば、へ規格化の要素を排除した上で、かなり強引に解釈しているのである。

『右大臣実朝』の語り手は、幕府や諸人物に関する同時代の諸説（または噂）をやたらに否定する。その否定とともに語られる語り手の説は、ある程度はつきりとした根拠に基づいているのだが、彼によって否定される諸説もまたそれと同じ程度の根拠に基づいたものである。このことに気付くならば、読者は混沌に陥らざるを得なくなる。すなわち、互いに反発する——表面的には反発しうるのは語り手の説だけだが——語り手の説とその他の説との間において、このことに気付くことができなかったり、気付いても素通りしてしまうならば、おそらく、極端に勝手な取捨選択による解釈になるだろう。しかも、語り手によって否定される諸説は、読者においては決して簡単に否定されるべきものではなく、むしろ重要な問題を潜めていると思われる。

また、実朝と朝廷との関係、実朝の聖徳太子崇拜などは、『右大臣実朝』の時代との関わりを考える上できわめて重要であり、それらが同時代においてどのような意味を持つかという問題は、同時代の言説を引合いに出すことで明ら

かになると思われる。

二 混沌に陥る読者——情報の信憑性の問題

『右大臣実朝』は謎に満ちており、それは主として語りの質にかかっている。語り手の近習は実朝の身近にいて見聞したことをよりどころとして、諸人物や事件に対する自説を打ち出している。そしてそのほとんどの場合に、当時流布したとされる噂や諸説の否定が伴われている。例えば、実朝が疱瘡を病んだ年から三年間も鶴岳宮へのお参りを休んだ事について、次のように語られている。

当時の人たちは、將軍家がそのお顔の御疱瘡のお跡をたれかれに見せたくなくて、お宮にも、おでましにならなかつたのだらう等と下品な臆測をしていたやうでございました。けれどもそれは違ひます。あのお方が永く御奥にひきこもつて居られたとは言へ、(略)お熱の無い時にはお傍の人たちとお歌を作り合つてたのしげにお笑ひになり、また広元入道さまや相州さまとは絶えずお逢ひなされて幕府のまつりごとを決裁なされ、以前となんの変つたところも無く、御自分のお顔の事を氣になさる素振りなどはそれこそ露ほども見受けられなかつたのでございます。本当に、下賤の当推量は、よしたはうがようございます。あれは、ただ、將軍家が鶴岳宮の御靈に御遠慮なさつただけの事だと私どもは考へて居ります。(略)まことに敬神の念のお篤いお方でございましたから、御大患後の不浄の身を以て御参詣などは思ひもよらぬ事、身心の潔くなるのをお待ちになつてお参りしよ

うと三年の間、御遠慮をしてゐただけの話で、(略)。

(傍線引用者——以下、同じ)

「私どもは考へて居ります」というふうに、あくまでも一つの説として出されているのであつて、それは決して絶対的な真実ではなく、作品全体における〈見受けられる(見受けられない)〉、〈へのように〉といった言葉の頻出から分かるように、推測の類のものである。それはここに引用した部分に限らず、全体を通して一貫している。にも関わらず、諸説の否定はかなり強い口調で為されている。それもそのはずで、語り手の説の根拠は先の引用でも分かるようにある程度客観的で、従つてその説はある程度認められる性質の推測となつている。つまり、全体的に見た場合、語り手ははっきりとした根拠に基づいて自説を打ち出し、かつ諸説を否定するのである——このことは、語り手がある重要なことを見逃していることとは別問題である——。しかしまた、否定された諸説も、それなりに客観性を持ち、多くの場合、それらはいずれもむやみに否定することのできないものとなつてゐる。この点にこそ『右大臣実朝』の分りにくさがあると思われる。

先の引用文における語り手の説にはもう一つ、実朝が、尼御台の「^マも^マとのお顔を、^マもいちど見たいの」という言葉に対して、平然と笑いながら、「スグ馴レルモノデス」と応じるのを見たということも、そのよりどころとなつてゐる。これをも含めて語り手の説を考えれば、それは正しいものと見る事ができよう。しかし、語り手は、このくだりで一つの重要な点を素通りしている。実朝の「夜のともしびに照らされたお顔には、さすがにお気の毒な陰影が多」かつたと語り手は語りながらも、そこから、実朝が自分の顔を相当気にしているという判断を引き出そうとはしない。そのような実朝の姿を目撃したのが語り手たった一人だったとは限らず、他にもいるかも知れないのであり、もしいた

とすれば、それが、語り手によって否定された説の根拠の一つとして作用するということもありうるのではないか。語り手はもう一方の説を強く否定していることからすれば、諸説も自説と同じ程度に客観性を持つということに気付いていないように見える。

これまでこのことに触れた論文は見あたらないが、それはこの問題が問題とするにも及ばないという考えからではないと思われる。読者はある人物の言動などについての、二律背反的な——しかし、その部分だけ見ればいずれも妥当と思われる——説を提示されて、読みそのものが混沌に陥るのであり、そこから抜けでない限り『右大臣実朝』をまともに読むことは難しく、危険でもある。

こうした読みの混沌から抜け得るためには、語り手の提示する説が絶対的な真ではないということをはっきりと認識しなければならぬ。そしてそれはそれほど難しい問題ではない。というのは、ある段階を過ぎてからは逆に、語り手の説に狂いが生じ——おそらくは部分的に——、語り手自身が混沌に陥ってしまうからである。

語り手は相州（義時）と実朝の言動に対する説を打ち出す時に、ほとんどの場合、直接見たことを根拠とし、さらに彼らの性格や品性に頼るところが大きい。例えば、相州と実朝について、次のように言う。

相州さまのお仲も、俗世間の鳥沙汰のやうに、へんな重苦しい陰悪なところなど少しも私には見受けられませんでした。貴い、謂はば靈感に満ちた將軍家と、あのさつぱりした御氣性の上に思慮分別も充分の相州さまの間に、まさか愚かな対立など起る道理はございませぬ。それはお二人の間に時々御意見の相違が起ることも無いわけではございませんでしたが、いづれも、これから何百年経つてまたこの国にあらはれるかどうかと思はれ

るくらゐのづば抜けて御手腕の人物同志の事でございますから、俗にいふ呑み込みのお早いこと、颯つと御自分を豹変なされてあつさり笑つてうなづき合ふ御様子（略）。

後でまた詳述することになるので簡単に述べるが、このような見方——語り手の人物分析自体はそれなりに根拠を持つものであつて決して間違つていゝとは言えない——をする限り、『右大臣実朝』の中の実朝と相州との関係は「反目」として認識されることはない（「反目」という語が適當かどうかについては後述する）。それ故に語り手は、その関係を「反目」と見る説をことごとく否定するのだ。ところが、ある時点から語り手の説に危うさが感じられるようになる。このことを確認する前に相州について見ておく必要がある。

相州は実朝の小さい時分から実朝を「眞眞」で、「この千幡さま（＝実朝——引用者注）に將軍家をお襲がせ申したいばかりに、御父君の時政公とお力を合せて御政敵の比企氏と争ひこれを倒し」、「御父君の時政公が、牧の方さまにそそのかされ」て幼い実朝を殺そうと謀つた時には、「逸早くその御異図を感じなされ、こんどはみづからの御父母君とさへ争ひ、將軍家を御自身のお宅にお迎へ申し、御家来衆と共に嚴重に護衛いたし」て、「幼い將軍家をからくも御災厄からお救ひ申し上げたといふ大手柄も」あつた。

それから後も相州さまは蔭になりひなたになり当將軍家の御育成にのみお心を用ゐ、自らは執権として御政務の第一の後見者となり、今に故右大將軍をも凌ぐ大將軍になし奉らんとそれを樂しみにして朝夕怠らずお仕へ申して居られたやうにも見受けられましたが（A）、どうしたものか、さらに後にいたつては少し御様子がお変りにな

りましたやうでございます。一つには、当將軍家の比類を絶した天稟の御風格が、さすがの相州さまのお手にもあまるやうになつて来たからではないかと、まあ、下賤の愚かな思案でございますが、なんだかそんな事も、後のさまざまの御不幸の原因になつてゐるやうな気が私には致しますのでございます（B）。

ここで、（B）のような認識が、語り手の、実朝と相州との関係についての説に全く反映されないというのは不可解である。そもそも（A）自体が、「やうにも見受けられ」たとあるように、それが本心からの「鼻眞」だったのか、それとも政略の一つだったのか、その判断は今のところ難しい。ところが、（B）の「当將軍家の比類を絶した天稟の御風格が」手に「あまるやうになつて来たから」相州の様子が変わったのだとすれば、（A）が政略の一つであつた可能性もあるのではないか。ここではとりあえず、（B）を認識しつつも見逃している——または、わざと伏せている——ということを確認しておこう。そしてもう一箇所、作品の半ばあたりの、相州は「以前はそれほどでもなかつたのでございますが、將軍家が立派に御成人なされ、政務の御決裁もおひとりで見事にお出来になるやうになつてから、目立つて下品に陰気くさくな」つたというところにも、同じことを確認することができる。にも関わらず、語り手はこのことを抜きにして、依然として相州を性格や品性だけで評している。このような語りの危うさは、公暁と語り手の会話場面において、決定的なものとなる。

公暁は、「將軍家は、このごろ本当に気が違つてゐるのださうぢやないか」といい、さらに「相州も言つてゐた。気が違つてゐるのだから、將軍家が何をおつしやつても、さからはずに、はいはいと言つてゐなさい、つて相州が私に教へた。祖母上だつて言つてゐる。あの子は生れつき、白痴だつたのです、と言つてゐた」と言い、「北条家の人たち

は根つからの田舎者で、本氣に將軍家の発狂やら白痴やらを信じてゐるんだから始末が悪い。あの人たちは、まさか、陰謀なんて事は考へてゐないだらうが、氣違ひだの白痴だのと、思ひ込むと誰はばかりずそれを平氣で言ひ出す」とも言う。

ここに至つて、語り手の相州への見方は混沌に陥つてしまふのである。そしてそれは相州のことに限らない。公暁は実朝についても「叔父上には、京都がこはいのです」と言っているが、これも語り手がかつて想像し得なかつたことなのである。ここでは公暁の言葉の是非が問題なのではなく——というのは、それが是か非かを判断することが不可能だから——、語り手が相州や実朝についての新しい説を公暁によつて突きつけられたということが問題になるだろう。この時点——語る時間より二十年前——で語り手は幕府におけるからくりや人間関係が分からなくなつてしまつたに違ひない。その後の語り手の見方に変化は見られないが、少なくとも語り手の説が絶対的な真ではないというだけでは、間違ひなく確認できるのである。

従つて、どの説が正しく、どの説に従うべきかという問題は無に帰すると言えよう。そこで、伝達される様々な情報と再構築していくことが必要となつてくる。その場合、語り手によつて否定された様々な説も、単に否定されるべきものとして切り捨てておくべきでないことは言うまでもない。

三 《アンチ へ天皇制》の相州と、その正当化

先に見てきたように、相州は実朝の能力が発揮されはじめてから変わった様子だとされていた。これは語り手の一

實性のある説からはみだした觀察事項である。と言うよりも、これは語り手の説を崩してしまふ役割を果たしている。相州はなぜ変わったのか、その変わらざるを得ない必然性はどこにあるのかをまず問うことにしよう。それは基本的には深まっていく実朝と朝廷との關係を、「幕府大事」の相州・政子・広元入道が牽制しなければならなくなつたところにあるように思われる。そして、そこには実朝の京への憧れや、朝廷への並々ならぬ忠義という設定と、相州の異常なまでの「律義」と、彼が抜け目がなくあつさりとした「大政治家」であり「幕府大事」だという人物設定が大きく作用している。

尼御台さまも相州さまも、それこそ竹を割つたやうなさつぱりした御氣性のお方でした。づけづけと思ふとほりの事をおつしやつて、裏も表も何もなく、さうして後はからりとして、目下のものを叱りながらもめんだうを見て下さつてさうして恩に着せるやうな勿体を附ける事もなく、あれは北条家にお生れになつたお方たちの特徴かも知れませぬが、御性格にコツンと固い几帳面なところがございまして、むだな事は大のおきらひ、(略)。

私はこの作品を分析するに当たつて、与えられた情報を切り捨てずに組み立てていこうとするのだが、語り手によつて否定される説がそうであるように、語り手の説も重視されなければならない。この分析方法において、この引用文における觀察事項は、重要な意味を持つように思われる。

また続いて、「どうも、北条家のお方たちには、どこやら、ちらと、なんとも言えぬ下品な匂ひがございました。さうして、そのなんだかいやな悪臭が少しづつ陰気な影を生じて来て、後年のいろいろの悲惨の基になつたやうな氣も

致します。いいえ、決して悪いお方たちではございません」とある。ここには、北条家の人たちは悪者とはされず、「いろいろの悲惨の基」は、別に性格のようなところにあるとされている。「下品な匂ひ」「いやな悪臭」とは、例えば相州に見られる「ひどく気味の悪い」ほどの「律儀」さのことだろう。この「律儀」さについては、次のようなエピソードがある。頼朝の壮年の頃、その姫と御台所との間にごたごたが起こり、御台所の父の時政は何も告げずに一族を連れて北条の里へ帰ってしまった。頼朝は「たかが婦女子の事から一族を引き連れてその里に帰り謹慎するなどは、時政も大袈裟な男だ」と怒ったが、その時、相州だけは「一人ぼつんと家に残つて」いた。そのように若い時から「妙にまじめな、お調子には絶対に乗らぬ」人物なのである。また、父の時政が畠山一族に逆臣の汚名を着せて討とうとした時は、時政に対して「およしなさい、あれは逆臣でありません」、「畠山父子は得がたい忠臣ですよ、ばかな真似はおやめなさい、何をそんなに血相をかへて騒いでゐるのです、みつともない」と言つて応じなかったが、一度きりの約束で参加したと言う。そして、時政が幼い実朝を殺そうと隠謀を企んだ時には、これを敵として闘い、「父君を鎌倉より追放なされ、継母の牧の方さまには自害をすすめ」たほどで、これについて語り手は、それは決して間違つた態度ではなく「忠義一途の正しい御挙止のやうに見えながらも」「ひどく気味の悪いものがある」と語っている。この「ひどく気味の悪い」ほどの「律儀」さと、「胆力もあり手腕もあり押しも押されぬ政治家」であるということが、「ただもう幕府大事」の内向性に加わる場合、幕府体制を危うくするようなものを抜け目なく見極め、巧みに牽制するようになることは十分推測することができる。ちなみに、相州をはじめとする北条家の「幕府大事」については、実朝が「関東八源家ノ任地デシタガ、北条家ニトツテハ関東ハ代々ノ生地デス。氣持ガチガヒマス」と言っているところにも明かである。

さて、相州が変わらざるを得ない必然性が実朝と朝廷との関係にあるということについてである。実朝は十三歳の時に御台所を迎えたが、「はじめ北条家の近親、足利義兼氏のお娘を御台所にと執権方からの推薦」があつたのを、実朝が「將軍家ノ御台所ハ京都ニキマス」ときっぱりと言つたために、前権大納言坊門信清——院の外戚——の娘と決まつた。この婚姻については色々取沙汰されたらしく、一つには、「或る人はまた仔細らしく、この時すでに將軍家に於いては朝幕合体、さらにすすんで大政奉還の深謀さへあつて御台所を院の御外戚より求められたのだ」と「大袈裟な当推量」をする人もあつた。これは語り手言うように単なる「大袈裟な当推量」にすぎないかも知れないが、このような説の発生には、実朝が「朝幕合体」・「大政奉還」などを謀らなければならないような、もしくはそれを謀ることもあり得るような、状況要因が背景にあつたはずである。そしてそれは、幕府が実朝と朝廷との関係の如何によつて危険に晒されることもあることを物語るものでもある。このような説を、執権者の相州が耳にしなかつたとは考えられない。信清は院の外戚であると同時に北条家の近親でもあつたから、それほど危機感は覚えなかつたかも知れないが、これが一つの警鐘にはなつたであらう。

実朝は十七歳の承元二年前後において「京都の風をなつかしみ、またかしこくも、御朝廷の尊い御方々に對し奉つては、ひたすら、嬰兒の如くしんからお慕ひなさつて居られたらしく、お傍の人たちを実にしばしば京へのほらせ、その人たちが帰つて來てからの土産話を待ちこがれて」いたのであつて、こういった実朝の傾向からも、相州としてはただならぬ氣配を見て取つただろう。実朝と朝廷との關係は、実朝が何か變つたことをするたびに取沙汰されており、それが相州らの考えと同じでなかつたとも限らない。仮に同じでなかつたとしても、その様々な説によつて懸念が募つていくことは十分推測できる。

そして、二一歳の時には「京都御所のかしこき御方々に対する忠誠の念も巖の如く不動のものに見受けられ」たとし、「仙洞御所への絶対の御心服」が歴然としてきたともある。さらに、賀茂川堤の修築の際の朝廷の賦役の割当のことで「これでは幕府のほうが非常な難儀な事になる、とただもう幕府大事の相州さまなど御ところへまゐつて苦情を申し上げる始末で、またもや紛糾しかけた時」、実朝は「叡慮ハ是非ヲ越エタモノデス」と言つてそのまま従わせている。これは「忠誠の念」、「絶対の御心服」の実例であり、いずれも幕府の朝廷への従属のしるしに他ならない。相州は、後に実朝の昇進催促の際に、「幕府の威信を保つ上からも、面白くないこと」と言い、さらに次のように言う。

当代は、むやみに京都をお慕ひになつて、以前はこれほどでも無かつたのですが、京都の御所の事となると何でもかでも有難くてたまらない様子で、こんな工合では必ず御所のお方たちに足元を見すかされ、結局、幕府が
あなどられ、たいへんな事になります。

このような相州にしてみれば、先に見てきた実朝の朝廷との関係は到底見過ごすことのできない重大事であつたに違いない。⁽⁷⁾その上、「仙洞御所より、いよいよ忠君の誠を致すべし、との御親書さへ賜りました御気配」——その内容は定かではなく、語り手が実朝の歌から推測したもの——で、「太上天皇御書下預時歌」を詠つて、後にそれを仙洞御所へ献上した金槐和歌集の「最後のとどめの場所に」据えたのだが、これについては「この時お二方の間に、何か御密約が成立したのではなからうか」と推察する人もいたのである。これもやはり、相州がこのように推察していなかったとは限らないし、していなかったとしてもこのことが相州の耳に入らなかつたとは考えにくい。

後述するように、私は相州の実朝に対する態度の変化を謀反が起るあたりからだと見るが、一応それ以前までの実朝と朝廷との関係、そしてそれに絡んでくる実朝と相州らとの関係だけを見てきた。

ところで、このように自ら進んで朝廷への従属の関係へとますますのめり込んでいく実朝のありようが、相州・広元入道・政子の場合と全く裏腹なものだということは、特に注目に値する。まず、相州が「ただもう幕府大事」で朝廷に従順でないことは繰り返し述べてきた。また、語り手は相州について「少しは將軍家を見習ひ、この御皇室の洪大の御恩徳の端にでも浴するやうに心掛けてゐたならば、後のさまさまの悲惨も起らずにすんだ」とも言う。実朝の昇進催促の際の相州の憤激については先述した通りである。広元入道も相州と同様である。そして、尼御台の政子が京都に滞在していた時のことだが、語り手は次のように言う。

院の特別のお思召しにより尼御台さまを従三位に叙せしむべき由の宣下がその御旅亭に達し、さらに、かしこくも仙洞御所御直々の御対面をも賜ふべき由仰下され、その破格の御朝恩に感泣いたすべきところを尼御台さまは、田舎の薄汚い老尼でございます、竜顔に咫尺し奉るなど、とんでもない、どうかその儀はおゆるし下されと申して、京都の諸寺参拝のおつもりも何も打捨て、即時に鎌倉さして御発足になつたとか、そのやうな依怙地な不敬の御態度（略）。

これは朝廷と距離を置こうとする意識の現れに他ならず、実朝の場合と較べて言っているのだから「依怙地な不敬の御態度」という評価も当然と言えよう。言ってみれば、政子が朝廷から従三位の官位を頂戴すれば表向きにとどま

らない、主従関係が成立することもありうる。政子はそれを察知して、逃げるようにして鎌倉に戻ったものと思われる。

このような北条家の人たちにとって、また関東を「生地」とし、「ただもう幕府大事」の北条家の人たちにとって、自ら進んで朝廷との従属関係へとめり込んでいく実朝がいかに危険な人物であつたかは想像に難くない。しかも、ことあるたびに実朝と朝廷との関係が危ういものとして推測されがちだとなれば、相州らが実朝をただけなく思うことも、従つて実朝と朝廷両方を牽制せざるを得なくなるといふことも至極当然な成行きであつたと言えよう。もちろん他にも理由はあるが、それもこのことと深い関係を持つものである。その一つが、以下に見る、実朝の將軍家としての自立と力量の問題である。

語り手は実朝と相州との「反目」を否定し、よく分かり合つた関係として語っているが、その時に語り手の説の根拠となつているのは相州が「幕府大事」で「律儀」で、「さつぱりした御氣性」の人物だという点であつた。もつとも、そういった相州の特徴は『右大臣実朝』を決定するほどの重要なファクターなのだが、その見方には「当將軍家の御育成にのみお心を用ゐる」ていた相州が「さらに後にいたつては少し御様子がお変りになりました」、「將軍家が立派に御成人なされ、政務の御決裁もおひとりで見事にお出来になるやうになつてから、目立つて下品に陰気くさくなりました」といった語り手自身の認識がほとんど反映されていない。が、語り手が実朝と相州との関係を「反目」でなかつたとする点に限つて言うならば、ある意味でそれは当たつていゝのではないだろうか。例えば、義盛が「三味庄の地頭代を捕縛」した事件でその地頭代の親戚の者たちが、「不服を称へ、内々手をまはして尼御台さまに訴へ申し上げ」

たので、「おつきの女房の駿河の局さまが口を引きしめてそろそろと進み出て」、「罪無き者が召取られて居ります。越後国の三味庄の」と言いかけた時に、相州はこんな態度を示している。

ちえと小さい舌打ちをなさつて、

「なんだ、それか。あれは、もう、すみしました。左衛門尉どのの処置至当なりとの將軍家の仰せがございました。あなたはまた、なんだつて、あんな事件に。」とおつしやつて、少し不機嫌になられた御様子でお眉をひそめ、お口をちよつと尖らせました。

そこで駿河の局から「尼御台さまのお口添もございまする」と聞くと、相州の態度が微妙に変わつていく。

尼御台さま、と聞いて相州さまは幽かにお笑ひになられました。さうして、ふいと何か考へ直したやうな御様子で、御病床の將軍家のお顔をちらりとお伺ひなさつた間一髪をいれず、

事ノ正邪デハナイ

お眼を軽くつぶつたままで、お口早におつしやいました。

ここに見られるのは「あらわな反目」と言うよりも、それこそ「陰気くさ」さと言うべきであろう。このような所は随所にあるのだが、その「陰気くさ」さは相州のひそめた心の現れだったとも考えられる。また、この引用した箇

所には、きつかけさえあれば実朝の將軍家としての自立を妨げようとする相州の意図が現れていると見る事ができる。

実朝の無力化の決定的なきつかけとなるのは、陰謀に加わって捉えられた胤長の放免を、和田一族が揃って歎願した際の決裁の場面である。実朝は「うつむいてしばらくお考への御様子でございましたが、やがて、ふいとお顔を挙げ何か言ひ出そうとなされた途端／へおゆるしなさいますか。／とお傍に居合せた相州さまが、軽く無造作におつしやつた」のだが、語り手が「なぜだか、どきんとしたほど」で、「將軍家に於いてもその一言のために、くるりとお考へが変つた御様子で、幽かにお首を横にお振りになつてしまつたのである。先の引用部分の決裁の場面は、これとパターンとしてはほぼ同じだと言えよう。違ふところと言えば、先の例が、「お眼を軽くつぶつたまま」、「お口早に」言えたために、相州に妨げられずに済んだのに対して、後の場合は相州に先を越されたために自分の意志のままの決裁ができなかつたという違いだろう。すなわち、これは相州には前々から実朝の將軍家としての政治における自立を妨げようとする心が働いていたといふことの証左とも取れるのである。仮にそうだとするなら、相州がそうしなければならなかつた理由は、ただ単に実朝が優れた力量を示しはじめたため、もしくは権力欲のためと見ることはできない。「幕府大事」で「律儀」な相州が他の理由無しに、単に実朝の將軍家としての自立を妨げるといふことは考えにくい。というのは、実朝の將軍家としての立派な成長は、そのような相州にとつては幕府のために喜ばしいことではあつても、害になることはないはずだから。相州にとつて害となりうるのは、実朝の將軍家としての成長が、彼の朝廷との関係の深まりと平行しているといふ点以外にないのである。

さて、実朝はなぜ、どのようにして無力化していくのか。実朝は將軍家としての政治権を獲得しようとするため、また

ある程度獲得してもいたように見受けられる。例えば、承元三年（実朝十八歳）、義盛の「上総の国司所望」の件で、実朝が母政子に「和田ガ上総ノ国司ヲ望ンデキマスガ」と相談を持ちかけたところ、政子は「いけませぬ」と「軽く即座に」答え、実朝の「御許容なされたいやうな御様子」を「ちゃんとお察しになって居られたらしく、微笑んで、いいえ、やつぱりいけませぬ、故右大將家の御先例をおだやかにお聞かせ申され」、さらに「へいいえ、しかし、尼御台さまには、そのやうに素直な將軍家を、おいとしくてならぬのでございませう、將軍家のお氣をお引きたてなさるやうに殊更に高くお笑ひになつて、へ御父君は御父君、和子には和子の流儀もあらうに、ま、それからさきは女子の差出口など無用になされ」と言う。実朝にとってこの時期は、まだ相州・広元入道・政子に頼らなければならぬ時期であつて、この箇所をどのように受け止めるかは非常に難しい。ともかく、この言葉の効果を考えれば実朝ははっきりと楔を刺されたと言ふべきだろう。

ところが、実朝はどういう見なのか、義盛に「ヨロシクトリハカラヒマス。シバラク待ツガヨイ」と答えている。語り手が聞いている「子供心にもちよつとはらはら」したと言っているように、このことが政子の耳に入ることとは間違ひなく、結局実行されることなく終わったというものの、実朝は明かに政子の口出しを退ける意志を表明したことになる。

また、相州の「その年来の郎従の中で、特に功勞のあつたものをこんど侍に取り立てたい」という申し出に対しては「子孫ガソノ上ノ慾ヲオコシマス」と、きつぱりと言つてのけている。そして、語り手はその後の実朝を「いよいよ御關達に、謂はば御自身の靈感にしたがひ、のびのびと諸事を決裁なされ、相州さまにも広元入道さまにも、また尼御台さまにも、以前のやうに何かと御相談さなるといふ事も無くなり、いよいよ独自の御仁政をおはじめになつた

やう」だと語っている。実際に二十歳になった承元五年あたりからの実朝は、あざやかな仕事ぶりを見せているのである。先に例として上げた「三味庄の地頭代」の件もその一つである。そこからは、その「お言葉の底には、御母君の尼御台さまをも恐れぬ、この世ならぬ冷厳な孤独の御決意が湛へられてゐるやうな気が致しまして、幼心の私まで等しく戦慄を覚え」たと語り手が言うように、非常な強さを見て取ることができよう。

そして、相州の次男朝時の「艶書」事件で、「翌日早々お許しの出る事と噂」されていたこの事件によって朝時は鎌倉追放の処分を受ける。「仕エル者ノハリツメタ心モ知ラヌ。親ニモ同胞ニモワカレテ仕エテキルノデス」という実朝の言葉を聞いて、相州も「この正しい道理に今は抗すべからずと即座に御観念なさった様子で、次郎朝時をたたいまより勘当いたすべき旨、未練気もなく將軍家に言上」したのである。これで、実朝がある程度將軍家としての政治権を獲得しつつあったことは認められよう。

ところで、実朝は泉小次郎親平の相州除去を目的とした謀逆が事前に発覚された事件の際には異様な態度を取るようになる。実朝は驚くような様子もなく、「泉親平といふ人の氏素性をずいぶんこまかに」聞くばかりで怒る様子もない。その上、反徒のある者には「感心なところがけだ」として許し、またある者には「なかなか上手な歌です」と言つて許し、そばで渋い顔をしている相州には気兼ねする様子もないのである。また、同事件に義盛の子が二人も加わつて捕らわれたが、これも義盛の願ひを受け入れて許す。そして、和田一族の、同事件で捕らわれた義盛の甥胤長の放免嘆願である。実朝はこの事件で、(先に引用したように)「おゆるしなさいますか」という相州の口出しによって、首を振ることを余儀なくされ、これをきつかけとしていよいよ無力になっていくのである。

相州は和田一族の前で「御申請の件、御許容に能はず」と、簡単極まる申し渡しをし、さらにこれみよがしに胤長

を縛り上げさせて、一族の怒りを買う。そして、相州は胤長の屋敷の問題で和田の謀反の直接的契機を作るのである。すなわち、この謀反は実朝にとって決定的な無力化の転機であり、実朝の朝廷との関係のためにその將軍家としての政治的な自立を懸念せざるを得なかった相州にとつても、重要な転機だったのである。

ここで、『右大臣実朝』のアジア太平洋戦争期の言説としての問題点をひとまず整理しておくことにする。

(A) 朝廷から幕府を守ろうとする意図から、相州が実朝を無力化する点——朝廷から幕府を守るということは、朝廷への従属を拒むということにほかならない。

(B) 朝廷に対する相州・広元入道・政子の態度——「ただもう幕府大事」で、朝廷とは意識的に距離を置いている。それは(A)と同様、朝廷への従属を拒む態度である。

以後、実朝は政治を諦め、「和歌管絃に御耽溺」するようになり、「ナンニモ、スルコトガナイ」と言うに至っている。そしていよいよ官位昇進に「御耽溺」ということになるのである。これに対する相州や広元入道の反応については先述した通りで、問題点だけを示す。

(C) 相州は「幕府の威信」を強調し、朝廷から「幕府があなどられ」ることを恐れる——朝廷より対等以下の立場に置かれること、言い替えれば従属関係となることを拒む態度。

このように、相州らの方に重点を置いて考えると、へ朝廷への従属を拒むという思考・行動のパターン、言わば《アナンチへ天皇制》(アジア太平洋戦争期における意味での天皇制、以下同じ)は、命をも惜しまぬ天皇に対する絶対的な忠義が求められ、かつ唱われていた戦争期⁽⁸⁾において異色と言わなければならない。この点を強調しておこう。もちろん、それとは正反対とも言える実朝のことも一緒に考えるべき(詳しくは後述する)だが、結局勝者の座につくの

は相州なのであって、実朝がどんなに忠義に満ちた人物であろうと、また、語り手がどんなに相州を悪評しようとして、《アンチ〈天皇制〉》とでも言うべき相州の像は戦争期において生きることになる。例えば、太平洋戦争期の小学校教科書の次のような言説に対する批評として生きるのである。

わが大日本は、万世一系の天皇のお治めになる国であります。御代御代の天皇は、臣民を子のやうにおいづくしみになり、臣民はまた先祖このかた心をあわせて、天皇を大御親と仰ぎたてまつり、忠孝一本の大道をよく守つて、生生発展して来⁽⁹⁾ました。

それに、『右大臣実朝』の中に、「承久の乱」のことが再三強調されているためにこのことはなおさらはつきりして来る。これを作品から拾ってみると、「承久の乱とやらにて北条氏は気が狂つてさへ企て及ばぬほどの大逆の罪を犯しました」、「承久の大悪事」、「あの不吉の兵乱」とある。周知の通り、「承久の乱」は実朝の死後、後鳥羽上皇とその近臣たちが北条家執権の鎌倉幕府討滅の兵を挙げ、逆に幕府軍に大敗、鎮圧された事件で、御鳥羽・順徳・土御門の三上皇が、それぞれ隠岐、佐渡、土佐に配流された。「承久の乱」の強調は、一層ラジカルな《アンチ〈天皇制〉》というものを思い起こさせるのである。⁽¹⁰⁾ 勿論、戦争期に「承久の乱」に関する記述が完全に姿を隠したと言うのではない。そしてもっと大きい問題は、『右大臣実朝』の相州の、実朝及び朝廷との対立が正当化されているということである。関東を「生地」とし、「律儀」で「幕府大事」の相州にとつて、朝廷への忠義が度を超え、様々な幕府の生命の存続に関わる尊を巻き起こす実朝は、幕府を危険に晒しかねない存在である。相州の実朝の（無力化や）朝廷との対立はそ

ここに端を発している——もちろん、幕府と朝廷の間の宿命的なものも作用している——。相州にしてみれば、いずれも幕府を守るためにはやむを得ないことだったのである。相州が朝廷にあまり慕わないのは、このこと以前の問題かも知れないが、少なくともそれが対立にまで発展したことは、幕府を守ろうとすることと深く関わっている。

次の保田与重郎の文章に注意してみよう。一九四三年一月号の「文芸春秋」に載った「草莽の論理」である。

(略) 宣長に於ては、「おもほさぬ隠岐のいでましき時は賤の男われも髪さかだつを」から直ちに「鎌倉のたひらの子等がたはわざは蘇我馬子に罪おとらめや」と転じ、さらに「大君をなやめまつりし多夫札らが民はぐむみて世をあざむきし」と、一点の仮借もない断定の激しさを以て、泰時弁護の発想上の余地や隙間を寸分も与へなかつたのである。(略) 事件に対する泰時らの情勢論的弁解を一切許さず、国体の本義に立脚して、その乱後の善政の幕府的論理まで暴露したのである。

(略) 純理に於て、義時、泰時の行為はこれを弁解する余地がないのである。今日の民として必要ないのである。(略) 我々がどのやうな理由かによつて、過去と未來に互つて、義時、泰時の徒を弁解し、ひいては彼らに雷同しても許されるといふ理論を立てることが、生命を持してゆく歴史的国民としての立場に於て可能であるか。可能でないことは明白であるから、かりそめにも彼らを、過去の時態に於てはといふ情勢論からも、弁解してはならぬのである。

保田与重郎は「国史の汚点を拭はうと」する意図からでも義時、泰時の行為を弁解してはならないと言うのである。

アジア太平洋戦争期における意味をめぐる闘争 (4)

太宰がこれを読んだかどうかは分らないが、『アンチ〈天皇制〉』を示す相州を描き、さらにその相州の立場を正当化する『右大臣実朝』は、明かに同時代（の言説）への批評——暴露——になっていると言えよう。

四 戦争期における「実朝」・「聖徳太子」

「太上天皇御書下預時歌」は、実朝が「いよいよ忠君の誠を致すべし」（と推測される）との「御親書」を受け取って作った歌である。その夜の実朝について見てみよう。

（略）深更まで御寝なさらず、はるかに西の、京の方の空を拝し、しきりに御落涙なさつて居られました。

百ノ霹靂一時ニ落ツトモ、カクバカリ心ニ強ク響クマイ。

と蒼ざめたお顔で、誰に言ふともなく低く呻かれるやうにおつしやつて、その夜、三首のお歌を謹み慎みお作りになりました。

太上天皇御書下預時歌

オオキミノ勅ヲカシコミ千々ワクニ心ハワクトモ人ニイハメヤモ
ヒンガシノ国ニワガオレバ朝日サスハコヤノ山ノカゲトナリニキ
山ハサケ海ハアセナム世ナリトモ君ニフタ心ワガアラメヤモ

そして語り手は、「この時お二方の間に、何か御密約が成立したのではなからうか」という当時の推察を否定し、「なんの御他意も無」く「大君への忠義の赤心」をそのまま詠ったのだとしている。語り手によって否定された当時の説にしる語り手の説にしる、いずれも推察の域を出るものではない。また、そのいずれであっても、実朝と朝廷との結び付きに変わりはない。

熊谷孝は先の歌について、「かりにも鎌倉の將軍たる実朝が、みずからが棟梁である関東武士団と京都方、院の勢力との狭間にあって、院に対して屈服を誓わされたわけなのであります。『落涙』——まことに涙ながらに、であります。また、まことにわが痛恨の思いを抑えに抑えて、故意に大仰に院への忠誠の言葉を連ねたのがこの三首の歌であります⁽¹⁾」と述べている。が、それが「痛恨の思い」で、「故意に大仰に」詠ったものだ⁽¹⁾と判断し得る根拠は、はたしてあるのだろうか。確かに「御落涙」とか「呻かれる」とかに表されている実朝の様子が微妙ではある。そこで、仮にいずれの解釈も可能だとしても、その後の「堂々とお歌を作り、御身辺の者にも見せてまは」ったことや、和田義盛の謀反の後に「ぼんやりなされ」「御政務の御決裁にもほとんど御興味を失はれたやうに見受けられ」るのに、朝廷のこととなると「お眠りから覚めて起き上られたお人のやうに全く別人の如き峻厳のお態度をお示しにな」という実朝の様子を考え合わせれば、「痛恨の思い」「故意に大仰に」というふうな断定は出来ないはずなのである。

また、宮下今日子は次のようなことを述べている。

太宰は実朝の敬神深いところを強調して書いているが、これも戦時下の神社崇拜＝天皇崇拜の肯定と見せかけながら、それを、民や家臣への思いやりの念についての宗教として実朝がしめすことで、戦時下の神社崇拜の虚偽

アジア太平洋戦争期における意味をめぐる闘争 (4)

を暴露して見せているのである。⁽¹²⁾

しかし、「神社崇拜＝天皇崇拜の肯定」の見せかけだと言える根拠はたしてあるのだろうか。その根拠はどこにもないはずである。従つて、「戦時下の神社崇拜の虚偽を暴露して見せている」という見方も明かに牽強附会である。さらに宮下今日子は、次のようにも述べている。

実朝の朝廷への接近は脱鎌倉の一つだと考えられており、実朝の代表的な和歌「タマクシゲ箱根ノ水海ケケレアレヤニクニカケテ中ニタユタフ」は、鎌倉か都か、で迷う実朝の複雑な心理を反映していることは確かだろう。実朝にとつて陰湿な鎌倉を去るためのいい逃げ場であった都が、ここで一転して、「忠君の誠を致すべし」という院の絶対服従という強制として実朝の前に現れるのである。「百ノ霹靂一時ニ落ツトモ、カクバカリ心ニ強ク響クマイ。」というもはや逃げ場を失つた状態に追い込まれる。

ここには二つの問題がある。第一、歴史上の実朝に対する現代の解釈をもつて『右大臣実朝』の実朝を論じ、従つて『右大臣実朝』に即していない。第二、熊谷孝の場合と同じで、実朝が「絶対服従」を強制されたのならば、一人で憤激し黙っていればよかったはずなのに「堂々とお歌を作り、御身邊の者にも見せてまは」つたことや、その後の実朝の言動についての説明がつかない。すなわち、私が言いたいのは、このように実朝と朝廷との関係でもつて『右大臣実朝』を時局に対する批判として読もうとすることが、方法上の根本的な誤謬なしには無理なのではないか、

ということである。

実朝の忠義に関わるものと、語り手の考えが示されているくだけりから、時代に関わる要素を拾ってみることにしよう。「太上天皇御書下預時歌」は先に引用した通りである。また、説明を要する場合は引用の前後に説明を加える。

(A) 疱瘡を病んだ後の三年間鶴岳宮への参りを休んだこと——「御大患後の不浄の身を以て御参詣などは思ひもよらぬ事、身心の潔くなるのをお待ちになつてお参りしようと三年の間、御遠慮をしてゐただけ」。——これが正しい解釈だとは限らないが、一つの見方としてはあり得る。

(B) 「御朝廷の尊い御方々に対し奉つては、ひたすら、嬰兒の如くしんからお慕ひなさつて居られたらしく、お傍の人たちを実にしばしば京へのぼらせ、その人たちが帰つて来てからの土産話を待ちこがれていらつしやる御有様」。

(C) 「御参拝も怠らず、またその伊勢の大神の御嫡流たる京都御所のかしこき御方々に対する忠誠の念も巖の如く不動のものに見受けられました」。——事例もあるが省く。

(D) 「厩戸の皇子さまに対する御心酔振りには、また他にいろいろと御理由もございました事と存じますが、もとも御皇室のお方々に対しては、誰から教へられるともなく謂はば自然の御本能に依り恭謙の赤心をお持ちになつて居られましたお方で、仙洞御所への絶対の御心服のほども、事あるごとにいよいよ歴然としてまゐり」「賀茂川堤の修築」の件では「幕府のほうが非常な難儀になる」という相州の苦情に対して、「叡慮ハ是非ヲ越エタモノデス」と実朝は言う。

(E) 「太上天皇御書下預時歌」に関連して——「大君への忠義の赤心に、理由はございません。將軍家に於いても、

ただ二念なく大君の御櫛恩に感泣し、ひたすら忠義の赤誠を披瀝し奉らん純真無垢のお心から、このやうなお歌をお作りになつた」。——(A)と同じで、一つの解釈としてはあり得る。

(F) 「あの将軍家でさへ、決して普通のお生まれつきではなく、ただ有難く尊く目のくらむ思ひがするばかりでございましたのに、その将軍家を御一枚の御親書によつて百の霹靂に逢ひし時よりも強く震撼せしめ恐懼せしめ感泣せしめるお方の御威徳の高さのほどは、私ども虫けらの者には推しはかり奉る事も何も出来ず、ただ、そのやうに雲表はるかに高く巍然燦然と聳えて居られる至尊のお方のおはしますこの日本国に生まれた事の有難さに、自づから涙が湧いて出るばかりの事でございます。——実朝と直接には関係がない。

(G) 「天壤と共に窮りの無き、伊勢大廟の尊き御嫡流の御方の御事は纔かに偲び奉るさへ、おそれおほい極み」。

(H) 「御朝廷に対し奉る御忠誠だけは、いつ、いかなる場合も曇ることなく、この合戦(和田義盛の謀反——引用者注)直後(略)、専心、院御所を御守護まゐらすべし、との御教書を広元入道さまにお言ひつけにな」る。

(I) 「まことにこの京都の御所に対し奉る御赤心と、それから敬神崇仏のお心の深さは、その御一生をつらぬいて不変のものやうでございました。」

(J) 「京都の御所へ御進上仕るべき名馬の選定に当つて、お役人の面々に、それぞれ逸物三匹づつを用意せしめ、御自身いやしき伯楽の如くお手づから馬の口の中まで綿密にお調べになつたくらゐで、建保五年の七月から八月にかけての仙洞御所の御悩の折には、すぐさまお見舞ひの使節を上洛せしめ、荒駒三百三十頭を献上いたし、また御修法を仰出され院の御悩平癒を祈念なされるなど、その御朝廷に対し奉る恭順の御態度は、万民の手本とも申し上げたいほど」。

これで、実朝にとつて天皇、または朝廷がいかに絶対的な存在であるかは明かだろう。実朝は戦争期の普遍的な日本人に通じるという意味で「時代的」人物となつていたのであり、実朝と直接には関係のない（F）のような『右大臣実朝』の要素も当時の新聞雑誌などの言説と全く同質のものなのである。しかも、実朝の「山ハサケ」が、戦中にラジオを通して「しきりに宣伝されていた」⁽¹³⁾歌であることや、その忠義故に、戦争期においてもはやされていたことなどを考え合わせれば、このことはなおさらはつきりして来る。

次は、聖徳太子に関わる問題を検討してみることにする。『右大臣実朝』の中には聖徳太子のことが、大まかに捉えて四箇所出てくる。例えば、次のように。

將軍家に於いては、早くより厩戸の皇子さまに御心酔と申し上げてよろしいほどに強く傾倒なされ、私どもには、まるで何もわかりませぬけれど、かの、和を以て貴しと為すとかいふ言葉にはじまる十七箇条の御憲法など、まことに万代不易の赫奕たるおきとして、海のかなたの国々の者たちにも知らせてやりたい、とおつしやつて居られた事もございまして、（略）。

実朝もそうだが、聖徳太子やその手に成る「十七条憲法」はかなり広くもてはやされていたようだ。そのうち、「十七条憲法」については「聖徳太子研究」⁽¹⁵⁾の参考文献目録に従つて言えば、明治から一九三六年に掛けて（六十八年間）出された単行本及び評論・和訳が三〇本に過ぎなかったのが、一九三七年から一九四五年の八年の間という短い期間に四二本も出ている。それらがどのような性質のものだったかという点、例えば、日中戦争より一年前のものではあ

アジア太平洋戦争期における意味をめぐる闘争 (4)

るが『聖徳太子十七憲法』⁽¹⁶⁾には、本の寄贈者地崎宇三郎の名前でこんな文章が載っている。

我が国文化の慈父と仰き奉る和国の教主聖徳太子が御制定遊ばされた十七条憲法は、明治天皇の下し給へる教育勅語と共に千古不朽の日本聖典であります。(一) 国家非常の今日太子の憲法を繙いて日本精神を高潮する事は誠に時宜を得たることゝ信じ、有縁の人々にお頒ち致します。

つまり、「十七条憲法」は一九三六年にすでに、「日本精神を高潮する」に最たるものとしてあったのである。

また、小野清一郎は「憲法十七条における国家と倫理」⁽¹⁷⁾の中で、「十七条憲法」には国家の「永遠性と全体性と統一性」とが自覚されてゐる」とし、「国家の永遠性」について「其は個人の生命を超越するのみならず、現在生きてゐるところの全国民をも超えた永遠の民族的存在である。個人はその永遠なる民族的生命における暫有的現象にすぎない」と述べている。「国家の全体性」については、「私に背きて公に向ふは、是れ臣の道なり」、(第十五条)を引いて『私』はそれ自らを止揚して『公』に向ふべきものの、『公』に帰一すべきものであり「我が日本の永遠性と全体性とはただ万世一系の天皇の絶対なる統治の下においてのみあり得る」と述べ、さらに「国家の統一性」について、「国に二君なく、民に両主なし」云々、(第十二条)を引いて「日本民族」の「統一性を担保するものは唯一不二の天皇の統治である」と述べている。そして「和を以て貴しと為す」(第一条)を引き、「和の倫理、億兆一心の倫理こそ国体の精華である」としつつ、しかし「国際的和は直ちに民族的和と同一の態容においてあることを得ない。其の事理を異にするからである。国際的事理の実現のためには戦争も亦避くることを得ない」と述べている。この「十七条憲法」から紡

ぎ出される小野清一郎の論理はそのまま戦争期の「滅私奉公」や、「大東亜共同宣言」における「道義ニ基ク秩序」に一直線につながるものである。このように聖徳太子の「十七条憲法」は、戦争期体制の思想的強化に供するところ大であつたと言わなければならない。

このように戦争期においてもはやされていた聖徳太子及び「十七条憲法」を理想とする、同時代の『右大臣実朝』の中の実朝のありようは自ずと明らかになつてくるであろう。それは一つには、そのような人物を賛美するということに掛かつている。そしてもう一つ、次のような問題がある。宮下今日子は実朝の「海ノカナタノ諸々ノ国ノ者ドモニモ知ラセテヤリタイ」という言葉を引き、「国際交流の真義を暗示している」¹⁸ものだとしているが、宮下今日子はその「知ラセタイ」ものを「太子の偉業」としている。が、そこには一つの重要な点が見落とされている。というのは、「太子の偉業」を「諸々ノ国ノ者ドモニモ知ラセテヤ」ということが、日本の優等国たる所以をアジアの人々に知らせることもなるからである。さらに、その「万代不易の赫奕たるおさとし」は小野清一郎に見られるように、戦争期の国家や個人の倫理にそのまま重ねられていたのである。

以上のような「規格化の要素」は、『右大臣実朝』を評価する上で大変重要な意味をもつと言わなければならない。

五 むすびに

では、この『右大臣実朝』全体をどう捉えるべきだろうか。戦争期において《アンチ〈天皇制〉》を示す相州を描き、さらに、その《アンチ〈天皇制〉》を正当化した意義を無視するわけにはいかない。そういった同時代への批評＝逸脱

はしかし、この作品においても、〈規格化の要素〉＝矛盾・亀裂を伴わずには果たされなかった。そして、受容という点で考えれば、直截な〈規格化の要素〉の方が読まれやすかっただろうし、インパクトも強い。その〈規格化の要素〉は、実朝の朝廷との関係や、聖徳太子崇拜に関わっており、これらはいずれも戦争期に戦意高揚のためにもてはやされたものだから、言うまでもないだろう。

戦中の読書体験として吉本隆明の証言がある。『右大臣実朝』の「アカルサハ、ホロビノ姿デアラウカ。人モ家モ暗イウチハマダ滅亡セヌ」に限らず『右大臣実朝』全体について述べたものである。

太宰も小林も戦争期のこういう明るさと、〈建設の槌音〉との健康さがもつ退廃に、どこかでついでゆくことができなかった。それは文学の宿命のようなものであるといつてよい。かれらの描いてみせた実朝像は〈暗いもの〉のもつ内実であつたとかんがえてよい。これは、〈明朝アジアの建設〉というようなスローガンのどこかに、かな疑念をいだいていたわたしの心に染みこむだけの力をもっていたのである。明るいもの、健康なもの、建設的なものはすべてまやかしであり、疑いをもったほうがよいというかんがえを、太宰や小林の実朝像からうけ⁽¹⁹⁾つた。

これは戦後に書かれたもので、仮に実際には執筆時期の読みが反映されているとしても、戦争期においてもあつた一つの読みの可能性としては認めるべきだろう。これに対して、〈規格化の要素〉だけが読まれた形跡も最後に見ておくべきだろう。次に引用するのは、文学教育研究者集団が行った座談会での荒川有史の発言だが、先に引用した熊

谷孝の見解を受け入れた上での反省という意味を持つものである。

(略) 実朝が太上天皇より親書を受け取り三首の歌を作る場面など、実朝の天皇礼讃であり、また太宰のそれにながめるもの、という理解を長いこと私も持ち続けてきました。⁽²⁰⁾

実朝の朝廷との関係がこのように「理解」されるのは、本論で述べてきたとおり決して間違っていない。この場合は、先の吉本隆明がこの作品から読みとった——それはこれまで本稿で分析してきたような意味での読みとは相当違うものだが——ものより、はるかに具体的な〈規格化の要素〉を読みとっていることも注目に値する。『右大臣実朝』は、このように、読者との関係においては十分に逸脱を果たせなかったと言わなければならないだろう。また、もし私の分析に間違いがないとすれば、もつとはつきり断定することもできる。つまり、『右大臣実朝』がこのような意味での〈逸脱の言説〉として読まれることは、戦後の研究でも見られなかったのだから。

この、意味をめぐる闘争、〈矛盾・亀裂Ⅱ逸脱の言説〉は、昭和の歴史の一つの断面である。作品に見られる言説生産Ⅱ逸脱Ⅱ批評の欲望は、まず高く評価されなければならない。しかし、我々は同時にもう一つ、次に起こってくる第二次の意味をめぐる闘争にも最大に注意を払ってきた。戦争期の規格化の視線にさらされながら、逸脱Ⅱ批評の欲望が言説として結実したときに、〈矛盾・亀裂Ⅱ逸脱の言説〉となる。矛盾・亀裂は、〈逸脱の言説〉の戦略であり、痕跡でもあった。意味をめぐる誇示／隠蔽(規格化の要素の誇示／逸脱の要素の隠蔽)——それは読まれることを前提

アジア太平洋戦争期における意味をめぐる闘争 (4)

にしなから、その一方で（規格化の視線を内面化しているために）解説を拒否しているという二重性である。そして、十分な隠蔽は、同時に、一般の読者の解説の不可能性を増大させてしまう。主として語りの戦略によるのだが、この作品は、〈逸脱の要素〉が検閲官のみならず、一般の読者にも隠蔽されたままだったと言わなければならないだろうか。

注

- (1) 奥野健男『太宰治論』（近代生活社、一九五六年）、引用は、『太宰治論』（新潮文庫）（一九八四年）（生涯と作品）
- (2) 吉田照生『右大臣実朝』（『国文学』一九六七年十一月）
- (3) 吉本隆明『日本詩人選十二 源実朝』（筑摩書房、一九七一年）
- (4) 関谷一郎『二つの実朝像——小林秀雄と太宰治』（『国文学』一九八二年五月）
- (5) 熊谷孝『右大臣実朝』論のために(二)——『金槐和歌集』と太宰治（初出は文学教育研究者集団編『文学と教育』一九七五年八月）、熊谷孝『太宰治』『右大臣実朝』試論（鳩の森書房、一九七九年）所収
- (6) 宮下今日子『太宰治』『右大臣実朝』（『朱夏』一九九一年一月）
- (7) 注3に同じ。吉本隆明はこのことについて、「右大臣の就任は、もはやその上位に太政大臣摂政治のほかない」と指摘した上で、「義時にしてみれば、実朝に太政大臣に就任されたとしたら、万事休すということにほかならなかった。なぜならば、そのときは武家勢力と律令王朝とは完全に融着したことを意味するからである。そのときは武家勢力の興隆という意味は、無に帰して、律令王朝の体制下にならなくとも組みこまれてしまうことになる」と述べている。
- (8) 例を示すまでもないのだが、一つだけ挙げておく。真珠湾特別攻撃隊の「勇士」の「書き残し」である。「君のため何か惜まむ若桜散つて甲斐ある命なりせば／いざ征かむ網も機雷も乗り越えて撃ちて真珠の玉と砕けむ／靖国に会ふ嬉しさや今朝の空」（海軍大佐平出英夫「大君の邊に死なむ——偉勲輝く特別攻撃隊——」『むらさき』一九四二年四月）。
- (9) 「大日本」（『初等科修身 三』（児童用）（第五期国定修身教科書、一九四二年から終戦時まで使用））所収

- (10) 以下のような国定修身教科書の第四期（一九三九年から一九四一年まで使用）と第五期の間の内容上の変化は、相州のような人物を、しかも詳細に描くことが必ずしも自由でなかったことを物語っている。第四期の『尋常小学修身書 巻六』（児童用）「第三忠」である。「御醍醐天皇が北条高時をお討ちにならうとして、忠義の志ある武士をお召しになつた時、楠木正成は、直ちに笠置の安在所へ馳せ参じました。（略）北条氏の勢に恐れてお味方申し上げる人も少かつた折ですから、天皇は大そうお喜びになり、正成を御側近く召されて、高時を討つて、早く天下を太平にせよ。」と仰せつけられました。（略）笠置は落ち、天皇は隠岐へ遷幸あそばされました。（略）かやうに正成が、目に余る大軍を恐れず、たゞ一人忠義の旗をひるがへして屈しなかつたので、諸国の武士にもこれに応じて勤皇の軍を起す者が次第に多くなり、とうとう高時は撲滅されてしまひました。（略）まもなく足利尊氏が反きました。（略）。この内容は、記述上の多少の添削その他の細かな違いはあるものの、第一期から第四期まで欠かさず掲載されている。これは楠木正成の天皇への忠義を説いたもののだが、同時に北条高時と足利尊氏という天皇に対抗した人物の存在を明かにしてしまうもので、第五期には掲載されなくなっている。なぜなら、それを明かにすれば、「臣民はまた先祖のかた心をあはせて、天皇を大御親と仰ぎたてまつり、忠孝一本の大道をよく守つて」という内容が、偽りとなってしまうからに他ならない。すなわち、北条高時や足利尊氏は相州と同じく、戦争期において《アンチ〈天皇制〉》を示すものであり、教科書の、忠を説く内容の中に悪者として彼らの名前に載ることさえ、それが隠されるべき歴史を思い起こさせてしまうために、戦争下では——少なくとも小学校の教科書においては明かに——タブーとなつていたものと見ることができるのである。

(11) 注5に同じ

(12) 注6に同じ

(13) 中野孝次『実朝考ホモ・レリギオオズスの文学』（一）（河出書房新社、一九七七年）

(14) 浅野晃は『楠木正成』（ぐろりあそさえて、一九四〇年）（二章）の中で、次のように述べている。「われわれは、現に戦線にあつて黙々と進み、黙々と戦ひ、黙々と突撃し、あるひは死し、あるひは傷ついたわが皇軍の将兵の姿の中に、却つて崇高なる英雄の真の相を看取し得るやうに感ずる。着眼すべき点であると言ふべきであらう。／無論、彼等は、陛下の忠勇なる臣民として、いな謂はゆる股肱として、戦線に馳駆してゐるのである。しかも、彼等は、自らのほしいままなる意志によつて、さうしてゐるのではない。他ならぬ、陛下の大命を奉じて、さうしてゐるのだ」。そして、このなかの「崇高なる英雄の真の相」は、実朝につながる。すなわち、

アジア太平洋戦争期における意味をめぐる闘争 (4)

実朝の「太上天皇御下預時歌」三首につながる。「畏命の心情は、臣従あるひは卒伍の心情の至純の境地に入つたものとして、おのづから沈痛な調子を強く帯びざるを得ない事情があるやうに思はれる。実朝の歌に於ける崇高なるものは、かやうなものとしてはじめて理解されるのではないか。／自己を小なるもの、低きものとする時、われわれは深いところへと無限に深く沈下するのである。且つまた、高きものが至高なるものであり、至尊であり、大君であり、神である時には、その命を畏むことの故に、われわれは臣従としてさやうに深く沈下せねばならぬのである。それは痛ましいが、その自己拒否あるひは献身が、至高のものに捧げられてあるそのことから、それは悲壮とか壮烈とか言ふ、偉大そのものの変貌をはげしく拒斥しつつ、自己を深く沈める。そのことによつて、却つて高められてゆくのではないか」。

(15) 「憲法十七条文献目録」(編集部作成) (「聖徳太子研究」一九六八年八月)

(16) 『聖徳太子十七憲法』(一九三六年)(個人発行)。この書は「十七条憲法」の訳文だが、その「訓読の原稿」を執筆したのは藤光雲貌下とされている。なお、寄贈を目的として発行されたこの書の巻頭には、寄贈者として地崎宇三郎と印刷されている。

(17) 小野清一郎「憲法十七条における国家と倫理」(「改造」一九三八年八月)

(18) 注6に同じ

(19) 注3に同じ

(20) 「『右大臣実朝』再説」(座談会)(文学教育研究者集団編「文学と教育」一九八七年十一月)

※引用の際に、旧漢字は新漢字に改めた。

※本稿は、修士論文(北海道大学・一九九五年)及び博士学位申請論文(北海道大学・一九九八年)の一部分である。基本的な軸は変わっていないが、主要な用語を替えるなど、若干手を加えた。